

# 地域における子育て支援と児童福祉施設退所児

## A Study on the Support Child Care in the Community

遠藤由美  
Yumi Endo

### はじめに

児童養護施設の子どもたちをはじめ、児童福祉事業対象となる子どもたちの学習権を保障することは、親たちの育ちと重ねあわせて考えなければならない。1990年代に入って以降、「現代児童養護問題の第二世代的状況」がみられるという。<sup>(1)</sup>確かに、能力主義教育政策のもと展開された厳しい受験競争に勝ち抜いてあるいは負けながらも生きぬいてきた世代が親となり子どもを育てている時代である。農村の自然を根っこに大家族的家族・親族を背景にもちながら家族を形成した世代と異なり、排他的競争社会の中で生きてきた世代である。その世代が子育てをすることはさまざまな困難が伴いやすい。子育てがいろいろな人とのつながりを糧に行われてきたという歴史的経験をもたず、ともすれば人より一歩でもぬきんどうとする生活態度によって子どもを育てる。育てられた子どもは、排他的競争を空気のように取り入れて育つ。共同化体験の欠如は、孤立化を容易に招き、「現代児童養護問題の第二世代的状況」を加速させる。それをくいとめるひとつの方法は、親自身が共同化を少しずつ積み重ねながら子育てをしていく経験の蓄積である。

たとえば、児童養護施設から幼い子どもを引き取った親が安心して子どもを預けて働くことができるような保育所や学童保育所が地域に整備されているかどうか。このことは、地域において家族が生活していくかの分岐点でもある。保育所や学童保育所が要養護問題への対応もできるような形で保育を行っているかどうかは、地域における子どもの権利の二重構造を克服できるかどうかの分岐点でもある。

1990年代からの10数年間に子どもと親をめぐる子育ての問題状況は、いっそう社会的に注目されるようになったし、児童福祉法「一部改正」など児童福祉制度改革も行われてきている。そこで、本稿では、ひとつのケースをもとに、1990年代以降の子育て支援をめぐる主要な変化をふまえつつ、児童福祉施設退所児と親が地域で生活をしていくうえでの課題を検討する。

### 1. 父子家庭引き取りTのケース

Tは、1999年下旬誕生。その後父母は離婚、母親が親権をもつが、6ヶ月ほどして、Tは乳児院入所。母親よりも父親が面会に訪れるようになる。父親はTに愛着をもっており、引き取りを希望する。週末帰省などを繰り返し、父親とTが休日と一緒に過ごす経験を積み重ねた結果、翌年春乳児院の措置解除となる。

父子は、乳児院より数キロ離れた地域にアパートを見つけ、4月よりTを保育所に預けて父親が働くという父子家庭生活がスタートした。Tは、毎朝ベビーカーで朝7時頃（ほぼ開所と同時に）保育所につれてこられ、父親が仕事を終えて迎えにくる夜8時頃まで、保育所の保育を受けて過ごす毎日である。この保育所では、夜遅いお迎えの子どもに対しては、親の希望があればおにぎりなどの補食を提供しているが、Tの父親は、補食を食べて帰った日には家の夕食の食べが悪いので、補食はいらないと申し出ている。夕食を父親なりに準備し、Tに与える努力をしていることがうかがわれる。

Tは、保育士や迎えに来た保護者にたいしても、注意をひき甘えるのがじょうずである。発達的には言語理解等においてすこし遅れがあり、同じ月齢の子どもと同様の理解や言語表現だと判断したうえで保育を展開すると、Tの発達段階とはくいちがい、うまく疎通のできないこともあった。保育所では、Tのようすを観察し、朝食の提供や沐浴などのケアを行った。

Tが連絡なく欠席をすることだったので、そのような場合には園長などが家庭訪問してようすを把握するようにつめていた。

父親から8月末から保育料の支払いを延期してほしい旨、園長に申し入れがあった。

保育士とTの意思疎通が少しずつ可能になり、父親が担当保育士をほかの保護者と同じように親しみをこめた呼び方で呼ぶようになった直後、保育所の欠席が続いた。園長は父親の仕事先と連絡

をとるが、父親もまた無断欠勤。園長、別の職員とともに家庭訪問。父子不在。

その後、Tの父親の知りあいから保育所に電話。数百キロ離れた地域からであった。知りあいによれば、Tと父親が隣の部屋に越して来た。父親は夕方から翌朝まで12時間以上、就労。Tをどこかに預けるつもりはなく、そのまま部屋に残して仕事に出ていたこと。園長は、児童相談所へ連絡することをアドバイス。知りあいから児童相談所への通告によって、T緊急一時保護。Tは「ネグレクト」により、児童家庭支援センターが保護することになった。

## 2. 父子家庭引き取りケースの検討

このTのケースは、乳児院にTを預けた母親に替わって、父親が引き取りを希望し、週末帰省などを繰り返すなかで、父子で生活していく道を選び、仕事も長時間労働であるものの昼間を中心に働く仕事に就き、早朝から夜8時頃までの延長保育を受けながら子どもを養育していたケースである。

ただ、数ヶ月の間に母方親族の借金を肩代わりせざるをえない状況が生じた頃から、経済生活に破綻をきたしたのである。それ以前からぎりぎりの経済生活であっただけに、名古屋にくる前にいた地域にもどり、知りあいのそばに住み、夜型就労生活に戻ったものである。

このケースは、母親がTを乳児院に預けた段階では、「母の就労」のためであり、乳児院入所三大理由に入るケースであった（乳児院に注目して全国統計をみると、入所の三大理由は「母の精神疾患等」（340件、12.5%）、「両親の未婚」（332件、12.2%）、「母の就労」（270件、9.9%）である<sup>(2)</sup>）。しかし、その後親権者が父親にかわり「家庭引き取り」となり、父子家庭として生活を再開したものの結局経済生活の破綻から「ネグレクト」状態でTが保護されたものである。借金肩代わりという「生活事故」により、「ネグレクト」ケース、すなわち虐待ケースとして再生産されたケースである。

ところで、父親か母親かその他の親族かは別として、乳児院退所理由中、多くが「家庭引き取り」である。たとえば、2000年度名古屋市内にある乳児院の退所ケースをみると、過半数は「家庭引き取り」そしてそれに次いで児童養護施設への「措置変更」である。

「家庭引き取り」にあたっての援助内容や方法、アフターケア体制が確立されなければ、Tケースのような虐待の再生産構造が作られていくのではないか。それは、虐待防止の観点からも見過ごすことのできない問題である。

## 3. 父子家庭支援の課題

そこで、Tのケースをとりあげながら、虐待防止の観点も含む父子家庭支援の課題について検討する。

### （1）育児方法・内容学習

このケースは、週末帰省をくりかえすことによって、家庭引き取りできるかどうか判断していったケースであるが、週末帰省のみの状況で判断するのは不適切だったのでない。このケースはひとり親家庭であり、しかも父子家庭である。父親が子どもを引き取って生活を再開する道を選択する場合、子育てのための十分な準備とそれを可能にする十分な準備期間が必要である。少なくとも2つの点についての配慮が必要である。

第一は、男性の場合一般的に、子育てをしていくための知識を得たり体験したりする学習の機会にめぐまれていないということである。現代の子育てをめぐる議論のなかでは、父親の育児参加が母親と対等に求められ、現実には父親が育児参加しているといっても、ひとにぎり程度であるし、保育所への送迎などごく一部を担うだけの場合も少なくない。近年では、母親であっても、自分のきょうだい数や出産児数が少ないとによって、母性<sup>(3)</sup>を豊かに育てられない場合があることが指摘されている。だからこそ、父親が引き取る場合、特別に時間をかけて十分な準備をする必要があると思われる。とくにこのケースは、父親の父母、すなわちTの祖父母などと同居して生活をするケースではない。つまり、基本的にTを育てる全責任が父親の肩にのるということなのである。たとえば、母親が施設から子どもを引き取る場合に取り組まれているように、親の育児不安を取り除くために、夜泣き・人見知り、食事の際食べない、偏食、病気への対処法、退所によって子どもにみられる赤ちゃん返り・ためし行動・見捨てられ不安などについて、わかりやすい方法で伝えておくことが求められる<sup>(4)</sup>。

また第二に、ひとり親であるからには、その親が働いているのが通常である。このケースの父親も就労してい

た。家庭引き取りの可能性を判断することになった週末帰省は、父親の仕事の休みの日に、子どもと過ごすことができるかどうかを試すものである。家庭引き取りのためには、1日あるいは1泊2日を父子で過ごすことができるかどうかとともに、日常的に生活できるかどうかを試す必要がある。すなわち平日父親が働いている間の子どもの保育の確保、保育施設の確保、保育施設への送迎方法・時間の確保など、父子が起床して子どもを保育所に預けるまでの生活と子どもを保育所から迎えたのち子どもが眠るまでの生活を試す体験ができなければならない。引き取りを決定するまでに親の就労日も含めた外泊体験プログラムを乳児院の退所に向けてのプログラムとして設定するのがぞましい。それは、たとえば児童養護施設の子どもの卒園退所にさきだって、園内施設等を用いて一人暮らし体験をさせるプログラムと共にした発想である。いきなりすべてを当事者まかせにするのではない。施設の関与の下で試行錯誤することによって、当初は想定していなかった課題を発見する機会になるし、実際にひとり立ちする前にその克服に向けての糸口を探しあげる可能性も広がる。

## (2) 経済生活の変化の検討

借金肩代わりという「生活事故」等についての検討は、ここにはなじまない。ここではTを保育所に入所させることによって発生する経済的負担について、保育制度との関連から考えてみよう。

1990年代以降児童福祉制度の変革のなかで、もっとも大きな変更がなされたのは保育制度である。それを象徴する1997年の児童福祉法「一部改正」は、直接的には1996年の中央児童福祉審議会基本問題部会における審議と並行して準備されてきたものであり、その基本問題部会で議論になったうちのひとつは、保育所「措置制度」の見直しであった。

垣内国光は、この「措置制度」について3つの特徴に分けて検討している。<sup>(5)</sup>

第一は、「保育に欠ける児童に対する入所措置義務」である。

親が働いている、家族の介護や看護をしていて子どもを保育できない場合、その子どもは「保育に欠ける児童」と判断され、地方自治体は、その「保育に欠ける児童」を保育所に入所させて保育をうけさせなければならぬ。近くに適切な保育所がない場合はそれにかわる保育

施設を利用する。これが行政の責任で行われることになっていた。地方自治体が窓口になって、保育所の入所にかかる書類を受け付け、親の就労状況や子どもの状況などを考慮して、どの保育所に入所させるかを決定していた。たとえば、親が意識的に保育所に預けようと思っていない場合でも、子どもの状況によっては地方自治体が責任をもって子どもを保育所に入所させなければならないかった。「保育に欠ける児童」を放置してはいけない責任があった。

第二は、「保育所は最低基準を上回った水準の保育を行いう義務」がある。

国の基準では、乳児3人に対して保育士1人、1~3歳児6人に対して保育士1人など、職員配置基準がある。名古屋市の場合は、条件を上乗せしてより手厚い配置になっている。施設や設備についても同様に児童福祉施設最低基準が定められている。そして、この児童福祉施設最低基準を常に上回る運営をしなければならないし、最低基準そのものの向上に努力しなければならない。

第三は、「保育所措置費負担義務」である。

国や地方自治体は、子どもが保育を受けるためにかかる費用のうち一定割合を負担する義務を持っている。保護者はその負担能力つまり経済能力に応じて保育料を支払う仕組みになっている。3歳未満の子どもの場合、たとえばおむつ交換、授乳、トイレットトレーニングなど3歳以上児に比べて手間がかかるので、3歳「未満児」と3歳「以上児」の2段階の保育料が定められている。

1997年「一部改正」後、政府は「行政処分による入所から利用者の申し込みによる利用契約へ」と変わったと言っている。しかし、それは正確な表現ではない（表1参照）。3つの特徴のうち、第一の特徴に関わっては、「措置」文言が削除されたこと、保育所が手続きを代行することが認められたこと、そして要保育児童の親へは「勧奨」でよくなつたこと、が大きな変更点である。とくに第三の親への「勧奨」については、従来は「保育に欠ける児童」の存在を自治体は認めることができなかつたが、法「改正」によって、親に対して保育の「勧奨」をすれば、その後、親が断ればそのまま放置してよいことになったのである。しかし、第二の点について、法「改正」時に変更はなく、その後の展開の中で規制緩和が強力に押し進められている。また、第三の点についても、経済能力に応じる負担規定は変わらなかつた。しかし、区分階層は10段階から7段階へと少なくなつた。

Tのケースにかかわって問題となるのは、まず保育料の問題である。

#### 〈1〉児童福祉施設徴収金と保育所保育料の格差

Tのケースの場合、母方親族の借金肩代わりが引き金になって、「ネグレクト」に至った。この父子家庭が経済的な変動に脆弱だったことがわかる。だとすれば、Tを引き取ること、すなわち乳児院を退所し、保育所を利用しながら生活することによって、乳児院入所時と経済的な条件がどのように変わらぬのかについては、退所に向けての見通しをつくるために、無視することはできない。

基本的な問題としては、児童福祉施設徴収金（以下「徴収金」と記述）と保育所保育料（以下「保育料」と記述）の格差がある。これらは、現在親の所得階層別に設定がなされているが、保育所と乳児院は異なる月額基準額表に基づいている。試みに、2001年度の基準額表を比較してみると、国基準の場合、保育料は7階層に分けられているのに対し、徴収金は18階層に分けられている（表2参照）。生活保護世帯の場合はいずれも基準額は「0」円である。所得が低い階層では、同じ所得階層であっても児童入所施設徴収金よりも保育料の方が高い。入所施設基準表のD8階層（所得税額1,160,001～1,650,000円）（すなわち保育料基準表の最高階層に属している）から、児童入所施設徴収金月額が保育料月額を上まわる金額で設定されている。逆にいえば、所得税額1,160,001円の階層までは保育料額の方が高い設定である。

名古屋市の児童入所施設徴収金の階層別構成比をみると、2001年度、B階層（市民税非課税世帯）がもっとも多く70.2%、D階層（所得税課税世帯）が18.8%である。この場合の児童入所施設は、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、里親及び情緒障害児短期治療施設であり、乳児院単独の数値は明らかにされていないものの、全体として経済的に困難を抱える家庭の占める割合の方が高いことがわかる。それは、少なくとも1997年度以降共通している状況である。さらにいえば、A階層（生活保護世帯）とB階層（市民税非課税世帯）を合計した割合は、1997年以降年々増加している。また、D階層に18.8%含まれているが、14区分されているなかでの分布をみると、もっとも高い徴収金を払っているのがD7階層であるが、ケース数は少なく、D1とD2でD階層中の過半数を占めている。先にみたように、保育料額が徴収金額を上まわるのは、児童福祉施設のD8階

層からである。すなわち、実際に児童入所施設を利用している家庭において保育所を利用する場合、保育料の方が高い設定になっているのである。たとえば、D階層中もっとも該当者の多いD2階層で徴収金と保育料を比較してみると、乳児院に対して支払う徴収金は月額13,500円であるのに対し、保育料は月額30,000～44,500円となる。年間で198,000～372,000円の差額となる。子どもを引き取ることは、子どもの養育に力を注ぐことが期待されるとともに、経済的にも負担が増大する。

#### 〈2〉保育所における特別な負担金の有無

保育所によっては、先にみた保育料のほかになんらかの形で負担金を支払わなければならないところもある。保育所独自に設ける施設設備費・国や各地方自治体基準を上まわる職員配置・開所時間の延長などのために徴収される場合がある。

1997年児童福祉法「一部改正」に先立って実施されていた中央児童福祉審議会基本問題部会では、保育所に対して「多様なニーズに応えるサービス」が期待された（図2参照）。保護者としては、延長・障害児・休日・病児・乳児対象の各種保育さらにアレルギー児などへの対応を望みたくても、必ずしもそのような条件にかなう保育所が近隣にあるわけではなく、数少ない中から選び、措置されるのを待たなくてはならなかった（図1参照）。最終決定は地方自治体が行う。どうしても条件にかなう保育所への入所を望む保護者は、保育所の希望欄に1カ所しか記入せず、競争率が高く優先順位が低かった場合には、待機扱いになっていた。「多様なニーズに応えるサービス」とは、このような各種保育を実施する保育所の増大として期待された。

1997年の法「一部改正」に向けた政府のねらいは、保育所と親の直接契約制度導入、規制緩和の促進、年齢によって異なる保育コストをもとに算出した保育料の一括徴収にあった。そのねらいは、法「一部改正」では大きく達成されたわけではなかった。しかし、その後の展開によって、規制緩和が大きく進められてきている。定員の12.5%超過が認められ、さらに25%まで認められてきている。

この間展開されてきていることからすれば、「多様なニーズに応えるサービスを行う保育園」を増やすというよりはむしろ、「多様なニーズに応える保育園の定員を弾力化」することによって従来からこれらのサービスを行っている保育所への入所数を増やして対応する方針で

ある（図3参照）。これによって、待機児は一定減少するだろうが、近隣にサービスを充実させた保育所が必ずしも増えるわけではない。定員の弾力化の度合いは増しているが、それに見合った割合で保育士が増員されるわけではない。したがって保育の質が低下することが懸念される。

保育料の設定の仕方をめぐって出される論点として、早朝や夕方以降の延長保育、障害児・アレルギー対応・病後児・乳児など特別な配慮を必要とする保育などをどのように実施し、費用を設定するかという問題がある。中央児童福祉審議会基本問題部会でもとりあげられ、とくに、保育時間と保育料をめぐっていくつかの方法が検討された。結局は、従来の方法を変更するという結論は出なかつたものの、制度として保護者から徴集することになっている保育料のなかで全てを処理する方法、朝から夕方にかけての8時間労働プラス通勤時間分を基本保育として一律に設定し、早朝や夕方以降の保育についてはオプション的に別料金を設定する方法、バウチャー制度を導入し保護者は利用した保育時間分のバウチャーを支払えばいいという方法などがありうるとされた。

延長保育や特別保育に対して国や地方自治体がすべてを負担するわけではないので、現状としては各保育所で実施している保育について不足分は保護者から徴収することになる。ただその負担・徴収の仕方は保育所独自に決められる。利用したサービス分だけ各自に請求される場合もあれば、一定額を各家庭で負担しその総額をそれぞれのサービスごとに割りふる場合もある。

Tの入所した保育所では、保育体制を手厚くするために一定額を各家庭から募っていた。ただし、Tの父親は、入所前にそのことを認識しておらず、入所後にその支払い方について相談したようである。父親からすれば乳児院を退所する時点では予想していなかった出費となつた。

### （3）支援ネットワークの形成

育児方法・内容の伝達にしても経済生活の見通しの検討にしても、父親にゆだねきりではうまくいかないだろう。父親の家庭引き取りが具体化してきた段階で、乳児院・児童相談所と退所後親子が生活する地域の子育て支援職が「つながる」必要がある。Tのケースの場合、保育所そして保健所、場合によっては児童委員などが父親を含めて支援ネットワークを形成することが有効ではな

かっただろうか。

乳児院と保育所が「つながる」ことによって、Tの発達特徴、お気に入りなどについてより具体的な形で伝達することができる。保健所と保育所が連携することによって、Tの発達や養育方法に関して父親への援助を分担できるかもしれない。

このような支援ネットワークの形成は、虐待ケースに関しては取り組みが緊急に進められている。児童相談所で受け付ける虐待に関する相談件数は、年々激増し、2001年度には23,274件を数えた。虐待によって死亡する子どもの数も毎年三桁を数えていることから、その対応が急がれているのである。

2000年の児童虐待防止法の施行後、自治体では独自に虐待問題に対応するための体制づくりが行われている。

ある自治体では、保健所において母親の妊娠段階から取り組みを始めている。未熟児・多胎児・病気・望まない妊娠、若年での妊娠、検診を受けていない、5人以上の出産経験者などをハイリスク母親と規定して、ていねいに対応する。というのは、そうでないケースに比べて困難な状況を作り出す可能性が高いことを過去のケースから学習しているからである。

名古屋市でも虐待防止に対応する班が結成され、虐待相談や通告に速やかに対応する体制が敷かれた。さらに「いじめや児童虐待をはじめとする児童福祉に関する諸問題について、情報交換、連絡調整及び個別ケースに関する対応策などの協議を目的として」なごやこどもサポート会議が設置された。司法・教育・福祉・医療・保健などの団体が協議団体となっている。

名古屋市の場合、2001年度の虐待受付件数は、来所相談、電話相談等あわせて569件であり、5年間で4.1倍に増加している。<sup>(7)</sup> 01年度は面接指導が514件（88.1%）、里親等委託が1件（0.2%）、施設入所が68件（11.7%）という「処理」状況である。同年度、電話相談等を除く養護相談等の受付件数は、1,071件、「処理」された件数は980件、そのうち乳児院、児童養護施設などへの入所措置がとられた件数は321件、32.8%である。虐待相談による入所は68件だから、施設入所の約4分の1が虐待理由ということになる。ちなみに現在のところ最新の「養護施設児童等調査結果概要」（1998.2.1.現在）によれば、児童養護施設児中、虐待を主たる理由として入所しているのは、3,874人（14.3%）《うち「父母の放任・

怠惰」2,327人、8.6%。「父母の虐待・酷使」111人、<sup>(8)</sup>4.0%。》である。

虐待ケースの場合は、保健師や児童福祉司等によって、親子を支援するネットワークが必要に応じて形成される。たとえば、保健所で子どもを受け入れようとしない母親を発見した場合、母親や子ども、その他の家族の状況を考慮したネットワークが作られる。母親が子どもを受け入れることのできないケースでは、子どもが乳児であった時期は、乳児院に入所、その後母子関係が安定してきたところで、乳児院を退所し、保育所へ通園させて昼間は母子分離する。小学校入学後も母親の受け入れにくい状況が続いているので、夏休み・冬休みなど比較的長期休暇期間は、子どもを児童養護施設に入所させ、学校のある期間は、放課後学童保育を活用するという方法がとられる。一定期間、子どもを援助機関にゆだねつつ、子育て支援職と共同して育てる方法である。このケースの場合、児童相談所、保健所、学校、学童保育所合同の事例検討会をもって、親子の状況を全体的に把握している。児童相談所は、学童保育や学校における子どもの言動の把握につとめ、保健所は母親支援の方法を探り、学校と学童保育は子どもにできるだけ甘えさせる場としての役割を果たすことが期待される。

子どもが病気にかかっても医療を受けさせず、より重篤な状況で病院に運び込まれるようなケースの場合、児童相談所やMSW、保健師などがネットワークを形成する。MSWが母親の実家に病気のときは受診させるように支援を求め、保健師は子どもの健康をまもるために行われているケアなどについて伝え、主任児童委員・児童委員が親の生活支援も含めた子育て支援を担当し、児童相談所はケースすべてを把握する。さらに日常的な子育て支援に力を注ぐ機関として、保育所が位置づけられる。日々の具体的詳細な子育て上の方法などについて母親に伝えるとともに、親子関係における危険な状況が危ぶまれるような場合にはすぐ児童相談所へ連絡する役割をもつ。

このようなネットワークづくりが進められてきている。そしてそれは、子どもの施設入所によって親子分離をはかった後、条件が整って子どもが施設を退所し、家族が再び一緒に生活を始める場合も同様である。退所のときには、ケースを児童福祉施設、児童相談所から保健所に「つなぐ」ことによって、ネットワークの形成がはかられる。

現状としては、虐待への対応、虐待ケースに対してネットワークを形成し機能させていく取り組みが始まったところで、施設退所児を引き取る家庭に対してそのような対応がとられることは、それが虐待ケースでないかぎり、行われるのが現状である。しかし、Tのケースをみると、虐待ケースに限定しない形でネットワークを形成することが求められていることがわかる。Tケースの場合、子育て方法や内容の伝達という点では、乳児院と保育所の間で連絡がなかったようだが、保育所では親子の状況を聞き、子どもの様子を観察しながら判断し、朝食や入浴などのケアをしていた。したがってそれは、保育所が自主的に行って援助として、通常保育との関連をどうつけるかなどの論点は内包されているものの、Tへのケアとしては保育所としてできることを最大限しようとしていたと思われる。しかし、乳児院退所後に日々の親子の生活がどのように展開していくか、さらには保育所保育料も含めて、経済的な生活の変動がどのくらいあるのか、といったことについては、詳細な検討が行われた上で、父子生活を開始したとは考えられない。それらを共に検討する機会が必要である。方法として、それぞれの問題について、関係する専門職と父親が個別に検討し、方法を選択していく方法もあるし、父親とその家庭に關係する専門職が一同に会し、情報を共有する方法もある。いずれにしても父子家庭にとって生きて働くネットワークを作ることが求められる。

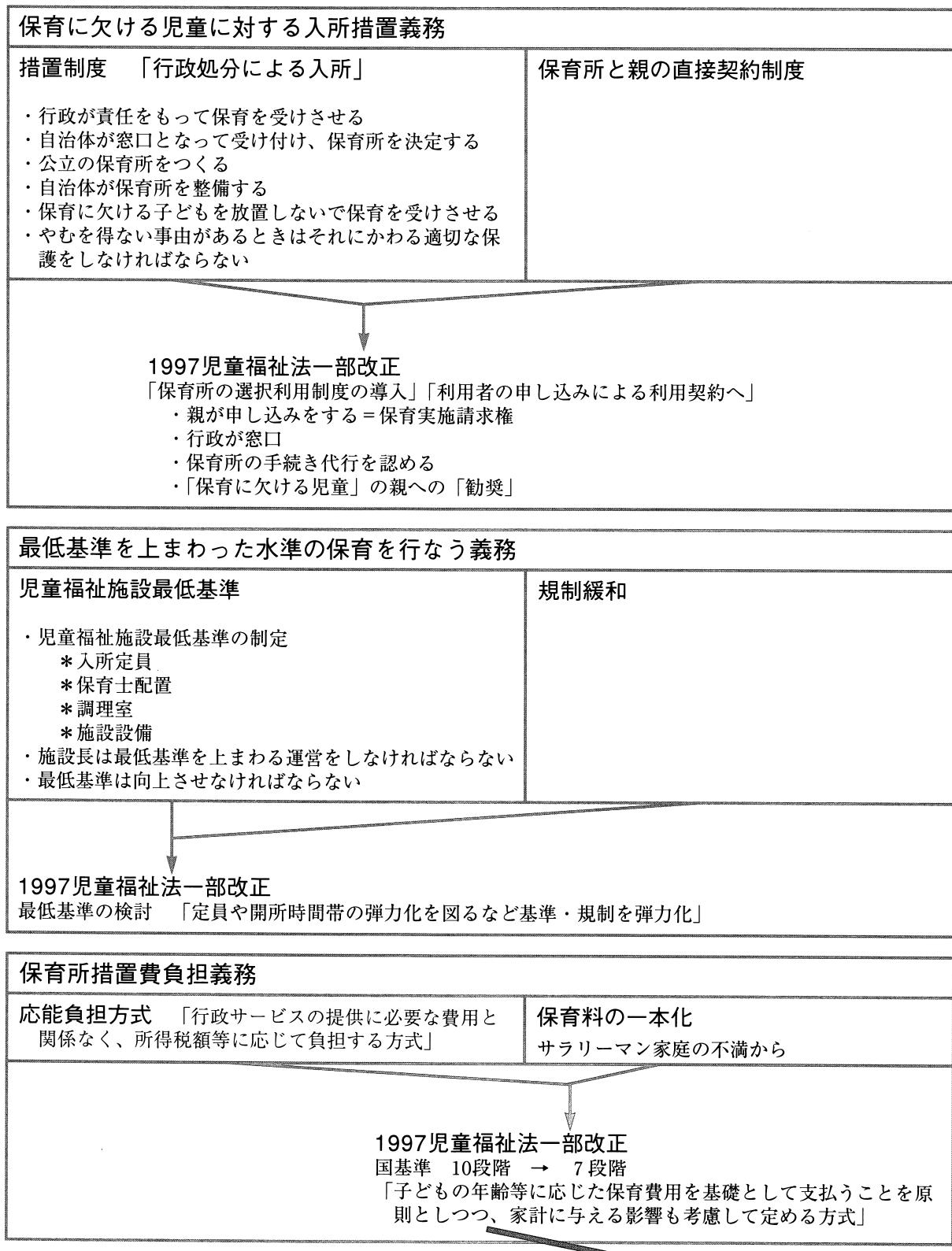
厚生労働省、社会保障審議会児童部会をはじめ、各地で児童虐待防止法の見直しに向けての検討が進められている。本稿において検討してきたように、虐待の再生産防止の観点からも見直しが行われなければならない。

## 注

- (1) 望月彰「教育福祉問題としての児童養護」小川利夫・高橋正教編『教育福祉論入門』光生館、2001年。P116。
- (2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『養護施設入所児童等調査結果の概要(平成10年2月1日現在)』2001年、p 9。
- (3) 服部祥子・原田正文『乳幼児の心身発達と環境～大阪レポート～』名古屋大学出版会、1991年。
- (4) 医療福祉相談研究会編集『医療福祉相談ガイド

- 第2部 子どもの問題』中央法規、pp1259～1260。
- (5) 垣内国光『保育「改革」と保育の未来』ひとなる書房、1994年。pp48～51。
- (6) 厚生省児童家庭局編『児童福祉法改正のポイント』ぎょうせい、1997年。
- (7) 名古屋市児童福祉センター『平成14年版 事業概要』P23。
- (8) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『養護施設入所児童等調査結果の概要(平成10年2月1日現在)』2001年、P9。

表1 保育所制度の3つの特徴の1997年児童福祉法「一部改正」による変更



「徐々に均一化」

表2 2001年度児童入所施設徴収金・保育所保育料基準月額（国基準）比較

児童入所施設		保育所			差額
階層区分		徴収金 (20歳未満)	階層区分	保育料 (3歳未満児)	
A階層 生活保護世帯		0	A階層 生活保護世帯	0	0
B階層 市民税非課税世帯		2,200	B階層 市民税非課税世帯	9,000	6,800
C階層	1 均等割のみの世帯	4,500	C階層 市民税課税世帯	19,500	15,000
	2 所得割課税世帯	6,600			12,900
D階層	1 所得税額 30,000円以下の世帯	9,000	1 所得税額 30,000円未満の世帯	30,000	21,000
	2 所得税額 30,000円 ～80,000円の世帯	13,500	2 所得税額 30,000円～64,000円未満の世帯	44,500	31,500
	3 所得税額 80,001円 ～140,000円の世帯	18,700	3 所得税額 64,000円 ～408,000円未満の世帯	61,000	47,500
	4 所得税額 140,001円 ～280,000円の世帯	29,000			42,300
	5 所得税額 280,001円 ～500,000円の世帯	41,200			32,000
	6 所得税額 500,001円 ～800,000円の世帯	54,200			19,800
	7 所得税額 800,001円 ～1,160,000円の世帯	68,700			38,800
	8 所得税額 1,160,001円 ～1,650,000円の世帯	85,000			25,800
	9 所得税額 1,650,001円 ～2,260,000円の世帯	102,900			11,300
	10 所得税額 2,260,001円 ～3,000,000円の世帯	122,500			△5,000
	11 所得税額 3,000,001円 ～3,960,000円の世帯	143,800			△22,900
	12 所得税額 3,960,001円 ～5,030,000円の世帯	166,600			△42,500
	13 所得税額 5,030,001円 ～6,270,000円の世帯	191,200			△63,800
	14 所得税額 6,270,001円以上の世帯	全額徴収			△86,600
					△111,200

図1 改革前の保育所決定イメージ

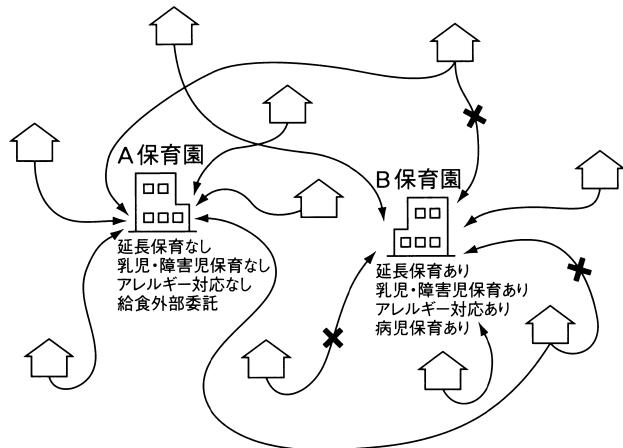


図2 改革によって期待される保育所決定イメージ

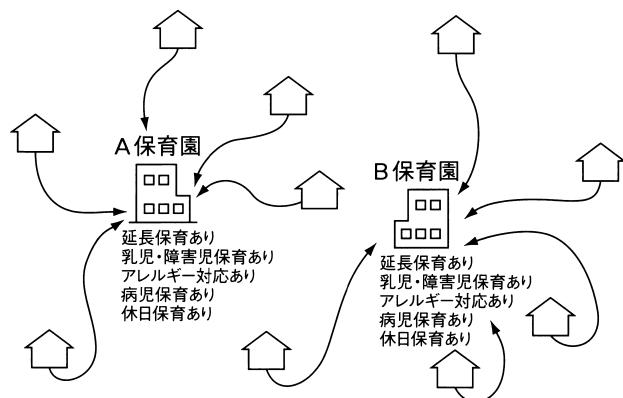


図3 改革後の保育所決定イメージ

